

提供年月日：令和元年（2019年）5月20日

部局名	総務部	健康医療福祉部
所属名	行政経営企画室	健康寿命推進課
担当者名	濱川、追立	山田、風間
内線	3291	3651
電話	077-528-3291	077-528-3651

## 県の庁舎等における受動喫煙対策の実施について

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とする改正健康増進法が施行されること等を踏まえ、5月31日から、県庁の本庁舎、公館、大津合同庁舎および各地方合同庁舎の敷地内を全面禁煙とします。

県民の皆様方におかれましては、来庁者の方の受動喫煙を防止するとともに、県庁が率先して敷地内全面禁煙に取り組むことにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを推進する本取組の趣旨を御理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1 目的

- (1) 来庁者等の受動喫煙を防止すること。
- (2) 改正健康増進法における地方公共団体の責務等を踏まえるとともに、「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」に基づき、県民の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に向けた取組を展開する本県として、県庁が率先して敷地内全面禁煙に取り組むことにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを推進すること。

### 2 実施時期

5月31日（世界禁煙デー）から

### 3 実施施設

本庁舎、公館、大津合同庁舎および各地方合同庁舎（各駐車場を含む）

※ 地方合同庁舎外の県機関についても基本的には全面禁煙としますが、今後、特段の事情のある施設については、それぞれの施設の性質により、実施時期も含め、個別に検討することとしています。

### 4 県による禁煙に向けた支援

県では、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及等とともに、喫煙をやめたい人が禁煙できるよう、市町、医療機関、薬局等と連携しながら、禁煙支援や治療に関する情報提供を行っていきます。

<参考>

**改正健康増進法（抄）**

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

※ 改正健康増進法の施行期日は令和2年4月1日ですが、第一種施設の規制にかかる規定の施行期日は令和元年7月1日とされています。  
上記の条文については、全て令和2年4月1日時点のものを記載しています。

**「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（H31. 2. 22 厚生労働省健康局長）（抄）**

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

2 特定屋外喫煙場所（新法第28条第13号関係）

（略）

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。